

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式



【表紙】

【提出書類】

変更報告書(4)

【根拠条文】

法第 27 条の 25 第 1 項に基づく報告書

【提出先】

関東財務局長

【氏名又は名称】

弁護士 赤上 博人

【住所又は本店所在地】

東京都港区六本木一丁目 6-1 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所
平成 18 年 3 月 1 日

【報告義務発生日】

平成 18 年 3 月 1 日

【提出日】

平成 19 年 3 月 23 日

【提出者及び共同保有者の総数 (名)】

1 名

【提出形態】

その他

【変更報告書提出事由】

短期大量譲渡により、株券等保有割合が 1 % 以上減少したこと。

第 1 【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ワコールホールディングス
証券コード	3591
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京、大阪

第 2 【提出者に関する事項】

1 【提出者 (大量保有者) / 1】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者 (大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	エヌ・ダブリュー・キュー・インベストメント・マネジメント・カンパニー (NWQ Investment Management Company)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国 90067 カリフォルニア州ロス・アンゼルス、センチュリー・パーク・イースト 2049 番地 16 階 (2049 Century Park East 16th Floor, Los Angeles, California 90067 United States)
旧氏名又は名称	該当なし

旧住所又は本店所在地	該当なし
------------	------

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成 14 年 5 月 24 日
代表者氏名	キャスリーン・ヘンドリクス (Kathleen Hendriks)
代表者役職	アシスタント・ヴァイス・プレジデント (Assistant Vice President)
事業内容	投資顧問業務

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目 6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 赤上 博人
電話番号	03-6888-1000

(2)【保有目的】

かかる株式の取得は、企業年金プランおよび公的年金プラン、基金および慈善団体ならびに個人など提出者の顧客のために、受動的投資を通じて行われた。提出者は、取締役への選任、経営上の権益または支配権の取得を追求しない。株式は実質上、提出者の顧客により所有される。

(3)【重要提案行為等】

該当なし

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項 本文	法第 27 条の 23 第 3 項 第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項 第 2 号
株券又は投資証券等 (株・口)	0	0	0
新株予約権証券 (株)	A 0	—	G 0
新株予約権付社債券 (株)	B 0	—	H 0
対象有価証券カバードワラント	C 0	0	I 0

株券預託証券		0		0		0
株券関連預託証券	D	0		0	J	0
対象有価証券償還社債	E	0		0	K	0
他社株等転換株券	F	0		0	L	0
合計 (株・口)	M	0	N	0	0	0
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P	0				
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	Q	0				
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P-Q)	R	0				
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S	0				

②【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株・口) (平成 18 年 3 月 1 日現在)	T	144,016,685
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (R/(S+T)×100)	0	
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	11.90	

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況（短期大量譲渡に該当する場合）】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	譲渡の相手方	単価
1/4/2006	預託証券	15,000	0.01%	市場内	取得	不明	
1/5/2006	預託証券	61,000	0.04%	市場内	取得	不明	
1/10/2006	預託証券	700	0.0005%	市場内	処分	不明	
1/12/2006	預託証券	1,250	0.0009%	市場内	処分	不明	
1/13/2006	預託証券	100,000	0.07%	市場内	取得	不明	
1/13/2006	預託証券	82,000	0.06%	市場内	取得	不明	
1/17/2006	預託証券	218,000	0.15%	市場内	取得	不明	
1/18/2006	預託証券	300,000	0.21%	市場内	取得	不明	
1/19/2006	預託証券	28,000	0.02%	市場内	取得	不明	
1/23/2006	預託証券	50,000	0.03%	市場内	取得	不明	
1/24/2006	預託証券	63,000	0.04%	市場内	取得	不明	
1/25/2006	預託証券	83,000	0.06%	市場内	取得	不明	
1/25/2006	預託証券	39,000	0.03%	市場内	取得	不明	
1/26/2006	預託証券	700	0.0005%	市場内	処分	不明	
1/26/2006	預託証券	1,600	0.001%	市場内	処分	不明	
1/26/2006	預託証券	373,000	0.26%	市場内	取得	不明	
1/26/2006	預託証券	39,000	0.03%	市場内	取得	不明	
1/31/2006	株券	1,845	0.001%	市場内	取得	不明	
2/1/2006	預託証券	30,000	0.02%	市場内	取得	不明	
2/3/2006	預託証券	64,000	0.04%	市場内	取得	不明	
2/6/2006	預託証券	1,000	0.0007%	市場内	取得	不明	
2/7/2006	預託証券	183,205	0.13%	市場内	取得	不明	
2/08/2006	預託証券	163,000	0.11%	市場内	取得	不明	
2/16/2006	預託証券	100,000	0.07%	市場内	取得	不明	
2/17/2006	預託証券	279,000	0.19%	市場内	取得	不明	
2/21/2006	預託証券	159,000	0.11%	市場内	取得	不明	
2/22/2006	株券	915	0.0006%	市場内	処分	不明	
2/24/2006	預託証券	206,000	0.14%	市場内	取得	不明	
2/24/2006	預託証券	374,000	0.26%	市場内	取得	不明	
2/24/2006	株券	126,000	0.09%	市場内	取得	不明	
2/28/2006	預託証券	217,925	0.15%	市場内	取得	不明	
2/28/2006	預託証券	387,660	0.27%	市場内	処分	不明	
3/1/2006	株券	1,194,926	0.83%	市場外	処分	トレードウィンズ・エヌ・ダブリュー・キュー・グローバル・インベスターズ・エルエルシー	0

3/1/2006	預託証券	15,560,165	10.80%	市場外	処分	トレードウィンズ・エヌ・ダブリュー・キュー・グローバル・インベスターズ・エルエルシー	0
----------	------	------------	--------	-----	----	--------------------------------------------	---

(注) 提出者は、2006年3月1日付で、顧客との投資一任契約に基づく発行者の株式に対する投資一任権限を全て、エヌ・ダブリュー・キュー・グループ内部における組織再編の一環として、トレードウィンズ・エヌ・ダブリュー・キュー・グローバル・インベスターズ・エルエルシーに移転した。

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

(7) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (U) (千円)	0
借入金額計 (V) (千円)	0
その他金額計 (W) (千円)	0
上記 (W) の内訳	顧客からの投資
取得資金合計 (千円) (U+V+W)	0

② 【借入金の内訳】

名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額 (千円)

③ 【借入先の名称等】

名称 (支店名)	代表者氏名	所在地

以上

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that NWQ Investment Management Company with its principal office at 2049 Century Park East, 16th Floor, Los Angeles, California 90067, United States (the "Company"), hereby nominates, constitutes and appoints Messrs. Hirohito Akagami and Shusuke Kuwabara, Attorneys-at-Law, of Anderson Mori & Tomotsune with offices at Izumi Garden Tower, 6-1, Roppongi 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan, jointly and each of them severally, to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:


1. To prepare, execute and file the Record Date Notice, Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan or traded over the counter (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities and Exchange Law of Japan;
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association; and
3. To delegate all or any part of the above-mentioned powers to any person or persons selected by him.

Unless the Company expressly revokes or terminates this Power of Attorney, this Power of Attorney shall remain effective for an unspecified period of time from the date hereof.

The Company hereby agrees for the named attorneys to attach a copy of this Power of Attorney in lieu of an original Power of Attorney to each and every Report to be filed by the Company for all issues reportable by the Company, and acknowledges that such copy has the same effect as the original Power of Attorney.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed this 20th day of October, 2005.

NWQ Investment Management Company



Name: Kathleen M. Hendriks

Title: Assistant Vice President

(訳文)

委任状

アメリカ合衆国 90067 カリフォルニア州ロス・アンゼルス、センチュリー・パーク・イースト 2049 番地 16 階に住所を有する NWQ インベストメント・マネジメント・カンパニー（以下「当社」という）は、東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワーに事務所を有する アンダーソン・毛利・友常法律事務所の弁護士赤上博人氏及び桑原秀介氏を代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所または日本証券業協会に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

本委任状は、当社が明示的に破棄しない限り、その効力は本委任状の日付以降無期限に持続するものとする。

当社はここに、上記代理人が、当社が報告をすべき一切の事項に関して当社が提出する各報告書に、本委任状の原本に代えて本委任状の写しを添付することを承認し、当該写しが本委任状の原本と同一の効力を有することを認証する。

上記の証として、当社は 2005 年 10 月 20 日に本委任状を作成した。

NWQ インベストメント・マネジメント・カンパニー

（署名）

氏名：キャスリーン・ヘンドリクス

役職：アシスタント・ヴァイス・プレジデント